

## パートナーシップ宣誓手続きの流れ

### ①電話又はメールで事前予約

- ・電話又はメールで受付。  
→宣誓の日時・場所の調整、必要書類の確認など。
- ・事前予約制。宣誓を希望する日の7日前までに連絡を。
- ・宣誓場所は、希望に応じて、個室を用意いたしますので、ご相談ください。

**【連絡先】**豊川市役所 人権交通防犯課

電話：0533-89-2149

Eメール：jinienkotsu@city.toyokawa.lg.jp

受付日時：月曜～金曜 8時30分～17時15分

(祝休日、12月29日～1月3日を除く。)

### ②宣誓日当日

- ・予約した日時・場所にパートナーの2人でそろって来庁。
- ・必要書類  
パートナーシップ宣誓書、住民票の写し、戸籍抄本など独身であることがわかる書類等
- ・本人確認書類  
マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等
- ・提出書類及び本人確認を行い、宣誓の対象要件を満たしているか確認。
- ・通称名を使用可。なお、受領証等の表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名を表示。

### ③受領証等の交付

- ・要件を満たしている場合、パートナーシップ宣誓書受領証、パートナーシップ宣誓書受領証カードを交付。(交付までに1週間程度。)

#### 受領証等の再発行、変更届

- ・再発行：紛失、毀損、汚損があったとき
- ・変更届：住所、氏名に変更があったとき

#### 受領証等の返還

- ・パートナーシップの解消、転出等があったとき